

【ショートステイの長期利用の流れ】

1. 利用者本人又は家族と介護支援専門員の調整
⇒介護支援専門員が利用者本人及び家族の意向に沿って、ショートステイを長期利用するのか調整してください。
2. 富士川町地域包括支援センターの職員との調整
⇒1を調整した後、富士川町地域包括支援センターの職員と利用についての調整をしてください。
3. 富士川町役場福祉保健課介護保険担当との検討会
⇒2の後、利用者の家族・介護支援専門員・地域包括支援センター職員・介護保険担当でどういった理由でショートステイを長期利用したいかの検討会をします。
※検討会時（もしくは事前）に、「短期入所利用日数の目安を超過する理由書」、「居宅サービス計画書」、「基本情報」、「サービス担当者会議の要点」を提出してください。
4. 利用の許可について
⇒3の検討会后、「短期入所利用日数の目安を超過する理由に対する確認について」を介護支援専門員宛てに郵送します。

※注意

- ・ショートステイの長期利用は正規のサービスではありません。利用するには事前に複数（最低2か所）の特別養護老人ホームや介護老人保健施設等への申込みが必要です。
- ・利用日数が連続で30日を超える場合、翌日は全額自己負担となります。
- ・30日の連続利用での「短期入所利用日数の目安を超過する理由に対する確認について」を受けた後、有効期間の半数以上の利用が見込まれた場合は再度、検討し、「短期入所利用日数の目安を超過する理由書」等を提出してください（介護保険担当との検討会はいきませんので、書類のみ提出願います）。